

○ 構造設備基準

法：旅館業法
 施行令：旅館業法施行令
 条例：福山市旅館業法施行条例
 要領：旅館業における衛生等管理要領

種別	簡易宿所営業
客室	☐ 客室の延床面積は33㎡以上であること。（施行令1条2項1号） （宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積） ※農林漁業体験民宿業（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に規定する営業）を営む場合は、この基準を適用しない。 ☐ 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。（施行令1条2項2号） ☐ 外気に面して窓を設けること。（条例6条3号） ☐ 客室前面に空地があるなど衛生上支障がない場合を除き、客室を地階に設けてはならない。また、窓のない客室は設けないこと。（要領Ⅱ第2 1（6））
玄関 帳場	[適用なし] （適当な規模の玄関、玄関帳場又はフロント類を設けることが望ましい。）
入浴 設備	☐ 当該施設に近接して公衆浴場がある場合等、入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。（施行令1条2項4号） ☐ 共同用の入浴設備にあっては、次のいずれにも該当すること。（条例2条2号） ・脱衣室が付設されていること。 ・浴室の内部が外部から見通せないこと。 [共同の入浴設備の措置基準については別紙のとおり]
洗面 設備	☐ 宿泊者の需要を満たせる、適当な規模の洗面設備を有すること。（施行令1条2項5号）
寝具 収納	☐ 寝具の収納設備が、適当な場所に設けてあること。（条例2条1号）
便 所	☐ 適当な数の便所を有すること。（施行令1条2項6号） ☐ 換気、採光、照明、防臭、昆虫等の防除及び流水式による手洗いの設備を設けること。（条例6条6号）
光・換 気・採 照明等	☐ 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。（施行令1条2項3号） ☐ 床下には、適当な防湿方法及び換気方法を施すこと。（条例6条1号） ☐ 客室、廊下、階段等には、十分な換気、採光及び照明の装置を設けること。（条例6条2号）
調理 場	☐ 換気、採光及び照明が十分であるとともに、防じん及びねすみ、昆虫等の防除の設備を設けること。（条例6条4号）

遮 蔽	[適用なし] (旅館・ホテル営業に準じて設けることが望ましい。)
設 置 場 所	☐ 施設の設置場所が、[学校、青少年教育施設、児童福祉施設、図書館、交流館等]の敷地(用途決定した土地を含む)の周囲おおむね100mの区域内においてその設置によって当該施設の清純な環境が著しく阻害されるおそれがないこと。(法3条3項)
外 観 等	☐ 外壁、屋根、広告物及び外観等は、周囲の善良な風俗を害することがないような意匠とし、かつ、周囲の環境に調和する構造設備であること。(要領Ⅱ第2 8)
給 水 設 備	☐ 飲料水を衛生的で十分に供給できる設備を設けること。(要領Ⅱ第2 8) ☐ 井戸水など水道水以外の水を飲用に供する場合は、殺菌装置又は浄水設備を備え付けること。(要領Ⅱ第2 8)

○床面積・有効面積の考え方(内ので算定すること)

☐ 床面積：床の間・押入は除き、踏込・広縁・浴室・トイレを含む。(人が通常立ち入る部分)

☒ 有効床面積：床面積から踏込・広縁・浴室・トイレ等を除く。(居室部分)

